

悩まなくてもだいじょうぶ

知っておきたい アレルギーの話

NPO法人アレルギーを考える母の会
代表 園部まり子

イラスト／清水直子



第10回

「基本法」の二日も早い成立を

❁ 子の成長にに応じて必要な支援を受けられるように

うれしいニュースがありました。これまで10年以上、一貫してごよりも熱心にアレルギーの問題に取り組んでくれていた公明党が、5月下旬、国会に「アレルギー疾患対策基本法案」を提出してくれたのです。私も事前に意見を求められたのですが、法案にはとても幅広い取り組みが盛り込まれています。皆さんもよくご存知のように、喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎・結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギーの病気は、軽症から時には亡くなることもある重い症状まで幅広く、乳幼児からお年寄りまですべての年齢層にわたって生活の質

を低下させる特徴があります。

その中で、アレルギーの子どもたちが元気に暮らし育っていくためには、どこに住んでいても適切な医療を受けられることや、保育園や学校など成長のそれぞれの段階に応じて必要な支援を受けられる、また患者や保護者、周囲にいる人が正しい情報をいつでも得ることができ、気軽に相談できることなどが重要です。またそうした取り組みを支えるためには、お医者さんのもとより、学校の先生や地域の保健師、看護師、管理栄養士、調理員さんなどに正しい知識をもっていたく必要もあります。さらにもっと幅広く、大気環境の改善なども行なわれる必要があります。このように幅広い取り組みを、現状では厚生労働省、文部科学



そのべ・まりこ ● 神奈川県社会福祉協議会セルフヘルプ支援事業運営委員。困っている患者と専門医との橋渡しを第一に「治療ガイドライン」情報などの提供、専門医による講演会や会報発行、行政への働きかけを行なっている。共著に『食物アレルギーの手びき 改訂第2版』（南江堂刊）。

省、総務省、環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、消費者庁など多くの役所が、それぞれ独自に行なっているそうです。

❁ 「患者のため」の強い横の連携で取り組み

法案の提出について公明党の山口那津男代表は、「これまで推進してきた施策が患者さんに十分にその恩恵を感じていただけているかと考え、実効性という点で不十分ではないかと思っている。そこで、患者のためという強力な「横串」を通して、各省庁が連携した施策を推進するアレルギー疾患対策基本法を成立させたいと思っている」と語ってくれました。一日も早い、患者のための法律の成立を願っています。